



# 請願第27-12号

2015年8月24日

市議会議長

藤枝浩 殿

[REDACTED]  
水戸民主商工会 婦人部  
[REDACTED]

紹介議員

石井栄

## 家族従業者の人権保障のため 「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」採択についての請願書

皆様におかれましては、地方自治の振興と市民の生活安定と向上のために御奮闘されていることに深く感謝いたします。

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を、所得税法第56条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の「働き分」は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと全国で400を超す自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員からも「所得税法第56条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されました。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止することを要望します。

茨城県内でも、つくばみらい市と石岡市が意見書を採択して国に56条廃止の意見書を提出しています。

貴議会において、主旨を充分にご理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書（別紙）を提出して頂きたく請願いたします。

## 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書(案)

農業者および中小業者(以下、自営業者)は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細自営業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費に認められていません。

事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除しかなく、社会的にも経済的にも全く自立できないことから、他の職業を求め、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では、青色申告にすれば、賃金を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色や白色など申告の仕方で働き分を認めたり、認めなかつたりする制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めています。

所得税法第 56 条は、戦前の家族制度・世帯単位課税制度の名残であり、現在の憲法と矛盾するものと思われます。現在、家族関係が家族を中心とする考え方から個人を重視する考え方へと変化している中で、一人一人の働き分を正当に評価するのは、人権上からしても当然であります。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

議会議長

提出先　衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
法務大臣